

測量等業務共通仕様書の運用の一部改正

設計業務、測量業務及び地質・土質調査共通仕様書の運用について（平成18年3月22日付第200500134430号県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 配置技術者資格要件					1 配置技術者資格要件				
委託対象設計金額 100 万円以上					委託対象設計金額 100 万円以上				
業種	区分		管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者  (第109条関係) 測量士	照査技術者	業種	区分	現場代理人	管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者  (第109条関係) 測量士	照査技術者  (第110条関係) 測量士
測量業務	全ての業務				測量業務	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合	(第108条関係) 測量士又は測量士補		
土木関係建設コンサルタント業務	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合	(削除)	(第1107条関係) 技術士（総合技術監理部門（業務 に該当する選択科目）又は業務に 該当する部門）又はこれと同等の 能力と経験を有する技術者 <sup>注1)</sup> 、 あるいはシビルコンサルティング マネージャ（以下「RCCM」 という。） <sup>注4)</sup>	(第1108条関係) 技術士（総合技術監理部門 （業務に該当する選択科目） 又は業務に該当する部門）又 はこれと同等の能力と経験を 有する技術者 <sup>注1)</sup> あるいは RCCM <sup>注4)</sup>	設計業務	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合		(第1106条関係) 技術士（総合技術監理部門（業務 に該当する選択科目）又は業務に 該当する部門）又はこれと同等の 能力と経験を有する技術者 <sup>注1)</sup> 、 あるいはシビルコンサルティング マネージャ（以下「RCCM」 という。） <sup>注4)</sup>	(第1107条関係) 技術士（総合技術監理部門 （業務に該当する選択科目） 又は業務に該当する部門）又 はこれと同等の能力と経験を 有する技術者 <sup>注1)</sup> あるいは RCCM <sup>注4)</sup>
地質調査業務	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合		(第108条関係) 技術士（総合技術監理部門又は業 務に該当する部門）又はこれと同 等の能力と経験を有する技術者 <sup>注1)</sup> 、 あるいはRCCM（土質及び基礎 又は地質）又は地質調査技士	(第109条関係) 技術士（総合技術監理部門又 は業務に該当する部門）又は これと同等の能力と経験を有 する技術者 <sup>注1)</sup> 、あるいは RCCM <sup>注4)</sup>	地質・ 土質調 査	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合	(第107・108条関係) 技術士（総合技術監理部門又は業務 に該当する部門）又はこれと同等 の能力と経験を有する技術者 <sup>注1)</sup> 、 あるいはRCCM（土質及び基礎 又は地質）又は地質調査技士	(第109条関係) 技術士（総合技術監理部門又 は業務に該当する部門）又は これと同等の能力と経験を有 する技術者 <sup>注1)</sup> 、あるいは RCCM <sup>注4)</sup>	
補償関係コンサルタント業務	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合		(第5条関係) 主たる補償業務に関する補償業務 管理士又は主たる補償業務に関す る補償業務管理者	(第6条関係) 補償業務管理士（いずれの部 門でも可）又は補償業務管理 者（いずれの部門でも可）	用地 調査等	下記以外 複合業務における発注業種以外で 当該業種の設計金額が100万円未 満の場合		(第5条関係) 主たる補償業務に関する補償業務 管理士又は主たる補償業務に関す る補償業務管理者	(第6条関係) 補償業務管理士（いずれの部 門でも可）又は補償業務管理 者（いずれの部門でも可）
委託対象設計金額 100 万円未満			(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門で も可）又は補償業務管理者（い ずれの部門でも可）	【資格要件なし】				(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門で も可）又は補償業務管理者（い ずれの部門でも可）	【資格要件なし】
業種	区分		管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者	照査技術者	業種	区分	現場代理人	管理技術者 又は 主任技術者 又は 主任担当者	照査技術者
測量業務	全ての業務		委託対象設計金額 100 万円以上の 資格要件に準ずる。		測量業務	全ての業務	委託対象設計金額 100 万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。		
土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）	(削除)	【資格要件なし】		土木関係建設コンサルタント業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）			【資格要件なし】
地質調査業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）		【資格要件なし】		地質調査業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）			【資格要件なし】
補償関係コンサルタント業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）		(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門で も可）又は補償業務管理者（い ずれの部門でも可）	【資格要件なし】	補償関係コンサルタント業務	全ての業務 難易度が高い業務（単独 業務又は複合業務の発注 業種の場合に限る）		(第5条関係) 補償業務管理士（いずれの部門で も可）又は補償業務管理者（い ずれの部門でも可）	【資格要件なし】
委託対象設計金額 100 万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。			委託対象設計金額 100 万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。		委託対象設計金額 100 万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。			委託対象設計金額 100 万円以上の「下記以外」の資格要件に準ずる。	
注1)～4) 略					注1)～4) 略				

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。